

函館市事業仕分けの概要

平成24年7月21日（土）第1班

■日程確認、傍聴者への注意事項

- ・ 進行役から説明

■1-1-1 女性センター管理委託料についての説明

- ・ 資料に基づき、市民部市民・男女共同参画課から説明

■1-1-1 女性センター管理委託料についての質疑

(A委員)

事前に、この施設が拠点施設という形で男女共同参画基本計画に位置づけられたということについて、質問させていただきました。この施設が目的を果たす上で、いろんな意味で適した施設であるということ、市が持っている様々な施設の比較検討を含め、そのような検討をしたことがあるのかということ、事前に質問させていただいたわけですが、回答を見ますと、計画に位置づけられていたので、拠点施設となっているというふうに理解しました。その辺を確認させていただきたい。拠点施設とする場合に、様々な施設の中で、ここを女性センターが目的を果たす上で、最適であるという位置づけがあって、拠点施設となったのか。それとも、歴史的な経緯を見ますと、婦人の家という経緯もありますから、その施設があるから、ここを女性センターにしようという、施設があるのでそこを使おうという発想なのかということです。サービスを提供するうえで、ここがふさわしい、拠点施設としてふさわしいと、比較検討があったのかということなのですが。

(説明者)

女性センターは、委員がおっしゃったとおり、当初、函館市働く婦人の家でした。建設当初、厚労省と北海道の補助金を受け、このような施設を建て、国の動向、男女共同参画基本法など法律の制定、男女共同参画基本法などそのような動きがあった中で、女性センターに変わってきたという経緯がありました。さらに、男女共同参画の啓発も進

めていく中で、女性が経済的、社会的に力をつけていけるような各種講座、また相談事業、そういったものを行いまして、啓発、男女共同参画社会を目指して、事業を進めていくということで、拠点施設としているところです。また、第1次の計画でもそのように位置付けられています。

(A委員)

歴史の流れで、このようになったと思いますが、事業仕分けの場合、その意義を考えますと、財政状況の厳しい中で、ある意味ゼロベースで限られた資源なりをどういうふうに使うか、有効に使うかということですから、平成10年の計画は計画として、もうだいぶ変わっていますので、本当に目的を果たすのにふさわしいのか、他の施設の利用方法も含めて、考えることが必要かなと思います。その点について、明確な回答が得られなかったという印象を受けました。次の質問ですが、拠点施設ということですけども、ご存じのとおり、市民にとってはアクセスしづらいとか、駐車場がないとか、そういうことも指摘されています。果たして、現在拠点施設として、どこまで機能しているのかということですか。つまり、利用状況も改善されて、利用者も増えていますが、合併により地域的な範囲が広がりましたが、市民の、遠方からの利用者とかが来ているのかとか、そういうことが心配になるのですが、その点で何か、利用者の分析とか、されたことはあります。つまり、どういったところから来ているのかとか、あるいはこの地域の人が利用しづらいとか、そういった利用者の分析とかされたことはありますか。

(説明者)

利用者の分析は、例えば、性別だとか利用する団体、個人の別、年齢別で行っています。そのほか時間帯に応じて、どれくらい利用があるのかについては把握していますが、どこから来ているかということは、把握していません。

(A委員)

もう1点ですけども、遠方の方の利用となりますと、メール等問い合わせをいただいたり、それに返答していく、そのようなことも当然あると思いますが、年間で、メールはどれくらいくるもののでしょうか。もし、数字がわかれば。

(説明者)

センターで、ホームページを作成しておきまして、メールや電話等での問い合わせもありますが、数字までは把握していません。

(B委員)

私からは3点ほどお聞きします。まず1つめは、18年度から指定管理制度を導入していますが、このセンターそのものは昭和47年からずっとあるもので、指定管理制度になって6年目になります。指定管理にしたメリットはどのくらい、どの程度あるのか、把握している範囲でお聞きかせください。

(説明者)

施設の年間の利用も人件費もあると思うんですけども、まず18年度に指定管理者制度を入れる前までは、市の職員が業務にあたっていました。当然、市の職員が配置されておりまして、正職員1名と嘱託職員3名です。はっきりとした人件費の額については、今日は手元に用意していませんので、概算で言いますと、それだけで年間1,500万円ほどだと思います。さらに施設の維持管理費用がかかります。今の委託料は2,200万円ですが、このなかで人件費分は、指定管理にかかっている人件費で1,100万円くらい。こういうところでも、メリットが出ています。また、指定管理者によるいろいろな講座など自主事業の部分もあり、利用者も増えています。そういうところがメリットかなと考えています。

(B委員)

資料をみると、他の自治体では、まだ公設公営のほうが多いようですが、指定管理にした方が、メリットが大きいということですね。

(説明者)

はい。

(B委員)

これをなぜお聞きしたかというところ、ちょっと1つ懸念がありまして、調理実習室は目的が決まっているので性格が異なるかもしれませんが、その他に会議室が7部屋あります、それぞれ使用料を徴収していますが、その中には、条例に定められた減免利用で、もらっていないというケースも多いと思いますが、毎年5万円程度が使用料として、民間から徴収している。この施設の利用実績というところで、利用人数、講座開設数というのがありますが、会議室の利用回転率がわかれば教えてください。もう満杯で、借りたくても借りられない状況なのか、それとも丸一日使われていないことがあるものなのか、というところが目安でもわかればよいので。

(説明者)

午前と午後と夜間の3区分に分けて貸し出ししています。それを1コマという形での

稼働率といいますと、23年度の平均では、会議室は約45%です。和室は3つあり、和室の1号、2号はつなげて使うことができますが、3号は茶室のような感じです。1号、2号が約30%、3号が約13%です。そのほか講習室も1号、2号がありますが、こちらでも1つでも、2つ一緒でも使えますが、約55%で、調理実習室が約14%、託児室は約4.5%です。

(B委員)

思っていたよりも、使用されていると感じました。その数字を知りたかったのは、予算的に使用料を徴収しても、指定管理者には全く関係ないお金になるわけですね。ということは、例えば、民間へのPRだとか、会議室をどんどん使ってくださいというような活動というものをしなくなるのではないかな。せっきくの公共施設なので、市民の方にどんどん利用してもらおうための活動をやっていただければ。収入はもう少し上がるのではないかと思います。指定管理者としては関係ないことなので、やってもやらなくても一緒と思われてしまうのも困ります。現在、そうしたPR活動は指定管理者がやるものなのか、それとも市として何か広報するものなのでしょうか。

(説明者)

指定管理者制度ですので、そちらのPRも含めて指定管理者にお願いしていて、ホームページとか、情報誌とかそのようなものでPRはしています。

(B委員)

最後に、この本題とは外れてしまうかもしれませんが、女性センターという名称についてお聞きします。これは、いろいろな歴史の中で、経緯をたどってきたことは理解しています。当初はそれで問題なかったのですが、男女共同参画の拠点となったときに、講座などは男女両方参加できるのですが、実態の利用実績を見ると、男性の利用は1割もいかない。それは、名称が邪魔をしているということも考えられるので、活動の中身はそのまま推進していただいていると思いますが、もっと広く市民全般が利用できて、本当に必要な人に利用していただくために、名称の改定というのでも検討してはどうかと思っています。現時点で、女性センターという名称について、率直に市としてどうお考えですか。

(説明者)

当初は、働く婦人の家ということで、それから女性センターになりましたが、その時にも、平成8年ですが、女性センターがいいのか、男女共同参画センターがいいのかな

どの呼称の検討はしています。当時は、まだなかなか男女平等と言いつつも、まだ女性にとっては格差のある状況だったので、女性センターという名称でということになりました。将来的には検討していかなければならないと思っています。

(B委員)

男女共同参画という考え方、これをジェンダーフリーというところで考えるのかどうかという、また違う方向性になってしまうかもしれませんが、基本的に男女が対等な社会の構成員だということを目指すという捉え方で、これを推進するためには名称について検討されたほうがいいかなと考えます。これは個人的な意見です。

(C委員)

私は女性の立場で意見を述べたいと思います。たぶん男性の皆様が考えるよりも、女性は、はるかに、社会的に、経済的に努力することが必要とされていると思っています。逆に、予算が適切に使われているかということについては、市民生活に役立っているかということだと思います。私は正直に言わせてもらって、この金額が逆にもっともっと増えて、そうすれば、もっと市内の女性が、社会的にも経済的にも向上する上で、大変いいことだなと考えています。そういうセンターができればいいと1つの希望として持っています。利用者の大方が満足ということですが、不満な方の内容というのはどのようなものでしょうか。

(説明者)

センターは昭和47年に建設されたもので、確かに老朽化しています。国の交付金等を使って、改修等もしてきていますが、どうしても古いというのもあり、エレベーターもありません。階段しかないので、高齢者が使う時に大変だとか、駐車場もありますが、狭いので、その辺が不満な意見として出されています。

(C委員)

今は施設のことをお聞きしたのですが、内容的な部分については、もっとこういうものをしてほしいとか、そういうものはありませんでしたか。

(説明者)

特に内容については、アンケート結果にはありませんでした。

(C委員)

女性の社会的、経済的向上ということを目指すうえで、ある意味ではリーダーシップをとるという役割の部分もあると思うんですけども、例えば、年間行われている事業

に対して、変えてくれというような、あるいは他都市には大きなセンターもありますけど、かなりオピニオンリーダー的な役割を担っています。やはりこういうことも必要とされるんですけど、研修されるときに、あるいは次年度もっと新しい方向性を持つとか、そういうことは指定管理者の方達の間できちんと研修されて、新しい講座を生み出すとか、そういうことはなされていますか。

(説明者)

先程ご説明申し上げましたが、利用者懇談会というものを開いており、当然、指定管理者と利用者、もちろん市も入りまして、そういう意見交換する場として、出されたものを実際に反映して、改善しているものもあります。あとは職員の研修などで充実させています。

(C委員)

私は、今まで、東川というのをイメージしにくいです。地域的なものとかあるかもしれませんが、利用者の地域が限られているような傾向はありませんか。

(説明者)

それは特にありません。

(E委員)

この男女共同参画拠点についての質問ですけれども、函館の男女共同参画拠点施設は他にどんなものがありますか。

(説明者)

他にそういう施設はありません。

(E委員)

わかりました。

(A委員)

調書によりますと、平成24年以降、情報誌の発行、メルマガの配信といったようなものが計画されているようですが、これはもう実施されているのでしょうか。わかれば部数なども教えていただきたい。

(説明者)

マイセルフという情報誌を年2回出しておりまして、23年度までは、市で作成しておりました。この企画、製作を24年度から、指定管理者に春と秋の発行ということでお願いしており、次の秋から指定管理者が作ります。メールマガジンは、月1回配信してお

り、これはすでに実施済みです。

(C委員)

利用者の年齢層ですが、どの年代が多いですか。

(説明者)

利用者の年齢構成で、一番多いのが50歳以上の方で約76%です。今回の利用人員が15,978人で、そのうち、12,114人が50歳以上の方です。

(C委員)

ここ数年、50歳以上の人の利用者が多いという傾向は変わらないのですか。

(説明者)

そうです。だいたい50歳以上の方が多いです。今は若い人達にも使っていただきたいということで、講座を工夫していますが、ほぼ同じ傾向です。

(C委員)

社会的、経済的な向上を考えると、もう少し利用者の平均年齢が若くなれば良いと思います。

(B委員)

施設として、それぞれ設置目的があるということは理解しているんですけども、例えば、これを類似というのかわかりませんが、青年センターとかまちづくりセンターですとか、市民の活動や市民生活の拠点、相談窓口になる施設は他にもあると思うんですね。それで対象となる、中心となるものが違うというだけだと思うんですけども、例えば、講座開設の中で、女性センターでやっている講座の女性対象だけでなく、男女も参加できるものもあるわけで、例えば、そこで同じようなものがかぶったりすると、費用も当然かかるものですから、それであればどちらか1本にして、より多くの参加をしてもらうというようなことが、ケースとしては考えられると思うんです。そういった情報交換、今年度の講座の内容はこんなのですよ、今までの参加実績はこんなのですよ、というような情報交換をしたり、場合によっては、共同で何かをやるというような事も考えられると思うのですが、そういったものの、それぞれのすみ分けはあると思うんですけども、連携をしていくということが大事になってくると思うので、今現在、そのような活動がどの程度行われているのか、今後どういうふうにそういうものを取り込んでいきたいのか、という今のお考えをお聞かせいただきたい。

(説明者)

今のご意見等確かに必要だと思しますので、それぞれの施設の所管部局と検討していきたいと思えます。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

女性センター管理委託料では「実施内容や手法の改善」が4票であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■1-1-2 鳥獣対策費についての説明

- ・資料に基づき、農林水産部農務課から説明

■1-1-2 鳥獣対策費についての質疑

(E委員)

広域連携については、近隣市町との連携が必要とあり、連携が図れていると思われるので、引き続き検討していただきたい。それから、シカ被害が一番大きいとのことですが、23年度並に、24年度も83頭という予定になっています。シカを捕獲することによって、農家の被害を食い止めるということですので、ぜひ83頭ではなく、100頭くらいだと助かると思えます。

(C委員)

ヒグマの件ですけれども、ほかのものにはない基本委託料というものがありますが、これはどのようなものでしょうか。

(説明者)

基本委託料は、委託事業を実施するにあたりまして、第三者への賠償事故、従事者自身の重大な事故に関わる保険料、およびその他提出資料とか、写真とかを含めた諸経費分になります。

(C委員)

出沒調査は、主にどのようになされているのですか。

(説明者)

クマですと、まず、見た情報が入りますと、市からハンターに依頼をします。そのクマが人に危害を加える可能性があるのか、それを判断してもらいます。そのための日数は、だいたい1日、2日で終わっている状況です。

(C委員)

主にハンターの人件費は。

(説明者)

ハンターは別に自分の仕事をもっておりますので、日当的な扱いになっています。

(C委員)

シカの農業被害が減少傾向にあると書いていますが、減少傾向にありますか。一般市民の感覚では、増えているように感じるのですが。

(説明者)

傾向ですが、具体的に頭数を増やしたのが22年度の予算からで、結果とすれば23年度の結果しかありませんが、先程(説明の際に)言いましたように、ハンターが農地、畑の近辺で実際に捕獲を進めていますので、農家からは、シカが出てくる頭数が減ってきていると感じています。24年度や25年度の結果を見なければ、はっきりは申せませんが、効果は上がっていると思います。

(C委員)

シカは非常に繁殖率が高く、2歳で大人になって、20年生けると聞きます。被害の総額というものは把握されていますか。

(説明者)

農業被害については、お渡しした資料の下段に書いてあるとおりです。

(C委員)

平成24年度予算では83頭となっていますが、これは適切な頭数なのですか。

(説明者)

このほか、狩猟期間にハンターが自主的に狩猟しておりまして、現在400～500頭の狩猟数となっています。この83頭が多いか少ないか、多いにこしたことはないと思いますが、現時点では妥当な数だと思います。

(C委員)

400頭ということですが、ほかに処理されたものは、具体的にはどのように処理されているのでしょうか。

(説明者)

狩猟につきましては、市から出るのは、この委託金のみでございます。

(C委員)

狩猟すると、そこに置きっぱなしにする、ということになりますか。

(説明者)

ハンターの狩猟については、持ち帰るか埋めるか、そういう処理をしていると思います。

(D委員)

私のほうから2、3点お聞きしたいと思います。まず1点目ですが、この猟友会というのは任意団体ですか。

(説明者)

はい。

(D委員)

ほかの近隣町村もみてみますと、キツネ、カラスにも使っていますが、函館はこれを分けている理由はなんですか。

(説明者)

最初は猟友会でやってもらいましたが、その構成は、基本的にハンターがメインになっています。そのメンバーの中で、比較的高齢で、あまり銃を持たない人達を中心として、協力会を立ち上げていただいております。

(D委員)

逆に、猟友会一括でやっても、そのメンバーの中では問題ないのではないのでしょうか。逆に分けるメリットはあるのでしょうか。協力会だから、猟友会だからというふうにお話をしていますが、今のお話では、銃の扱いだけの感じがするのですが、全部猟友会でいいのではないのでしょうか。何か分けたことで、メリットがありますか。

(説明者)

猟友会の人数が多い中で、例えば、カラスの被害があったときに、カラスを撃つ人はいても、カラスの巣を取りたいという人がなかなかいません。そうすると、メンバーの中で誰を行かせるかということになります。そうしたなかで、猟友会から人数をしぼったほうがいいのかということで、協力会が立ち上がりました。

(D委員)

かかるのは人件費だけですよ。源泉とかもらっているのでしょうか。このように細かくなると、猟友会としての社会的なこと、協力会がその一部として動いているということになると、ほとんど報酬扱いになりますよね。個人的な部分と、逆に、枠の部分は向こうの組織の問題になるので、逆に民間業者も駆除業者もいるなかで、そこところは入札という形はとられないのでしょうか。

(説明者)

カラスをとるためには、北海道知事の許可が必要です。その許可を持っている猟師が取ることになります。

(D委員)

市内には何業者くらいいるのでしょうか。

(説明者)

市内で、取りたいということで許可を受けている業者はいませんが、その都度とらなければならないという必要性があって、そこに許可を与えているのが実態です。

(D委員)

これは年間契約ですよ。

(説明者)

はい。

(D委員)

契約で、協力会が年間ですとりますよということですね。

(説明者)

はい。

(D委員)

もう1点、民間業者からは必要があるときだけ出すんですよ。民間の方は、例えば、契約ごとに年間です許可を取ってことは可能ですか。

(説明者)

それは、商売に限ってはそういうケースはありません。

(D委員)

わかりました。

(B委員)

2点だけ、お聞きしたいのですけれども、この費用というのはこれから減らしていくことがなかなか想定できないという事業だと思います。もともと農林水産省がやっていた、鳥獣被害対策を地方に権限移譲してという形だと思うのですが、農業被害も増えており、それについて地域や自治体が、予算を応分に払って、対策しないといけないものという認識が実はなくて、本来は自然災害と同じですから、国とか道とかが、応分の対策をしなくてはならないと普通は考えられるのですが、函館市として、要望をあげるとか、そこに対する予算について工夫をすとか、今考えられていることをお聞きかせください。

(説明者)

市町村が鳥獣被害対策計画を立てると、国から補助が出るという制度が一昨年創設されました。昨年度から、その補助を使って、市の歳入に入ってくるわけではありませんが、その鳥獣対策被害防止対策協議会の関係者、農家だとか農業委員会だとかで立ち上げて、お金をいただいて、くくりわなの購入や囲いわなの設置、電気柵の購入などをしております。

(B委員)

もう1つですが、この鳥獣対策というものは、現在の事業の中身を見ると、基本的には駆除をしようというところに焦点が絞られています。防止をしようというところが計画の中できちっと具体的にあるのか、ということをお聞きしたい。予算をとって行政ができる範囲というのは、ある程度限られていると思います。防護柵のような囲いを作ることや、駆除をしていくというところに予算をかけて対策をするというのは可能だと思います。それ以外で有害鳥獣の被害を減らすには、えさ場をなくすとか、隠れ家をなくしていくとか、あと追い払いをするとかいう活動は、さすがに行政が司るものではなくて、本来は市民と協同で行わないといけないものだと思います。そういう意味での働きかけとか、地域とともに、市民とともに活動するということをやっているのか、今後そういうことを考えていくのかということが、この資料ではわからないので、

お聞かせいただきたい。

(説明者)

ホームページですとか、市政はこだてですとかに、山菜採りの際の注意ですとか、そういうものは出しているんですが、例えば、農家が農地にくず野菜を放置したりすることによって、クマをおびき寄せるとか、あるいは山菜採りに行った人が、弁当をなげてきたりという、要は人間自身がクマとかをおびき寄せる、そういう行為に対することはだめですよというような、啓発ですとか、あるいはカラスについては、実態としては、予算をつけていない市町村もあるんですよ。ただ、注意してくださいと。こちらからは、カラスの習性をお知らせして、近づかないようにとか、迂回できるものは迂回してもらおうとか、あるいはクマについては出没情報とかを記事にのせて、そのようにして少しでも予算を減らすような対策については、今後課題だと思っています。

(A委員)

最初に確認しておきたいのですが、農業被害の額も面積も年度によって違うんですけど、19年度、20年度、21年度と見ますと、この要因というのはどういったところなのでしょう。

(説明者)

渡島支庁が、各農協に情報提供を呼びかけて集計したものなので、具体的にどういう原因なのかというのは、はっきりとは把握していません。

(A委員)

平成21年度には非常に農業被害が増えていますね。これは分析されたことはあるんですか。

(説明者)

実は、道南地区では生息数がかんまり把握されていません。日没後4時間以内に、車で付近の重点となる道をゆっくり走りながら、サーチライトをあてて、野鳥の会のように手元でシカの頭数を把握をする検査、これで生息数の増減を確認しているエゾシカライトセンサス調査というのがありまして、それでいきますと、平成19年が10キロあたりの確認数が1.5頭、平成20年が8.3頭で、19年に比べて20年がかんまり(多く)、そして21年が10頭です。ということで、この付近では、かんまりシカの確認数は増えていると思われれます。

(A委員)

事前確認事項で回答していただいているものを見ているのですが、被害額というのはそこから出てくるのですか。

(説明者)

被害額は、農協を通して農家から直接聞き取った金額を計算しておりますが、20年度、21年度にかけて、その近辺でシカの頭数がかなり増えたと考えられます。その前もそれなりの被害はあったと思いますが、農家がシカによる被害が増えてきたと自覚したなかで、数字を積み重ねたので急に増えたのではないかと思います。(先ほどの調査結果でシカが) 増えたのは事実ですが。

(A委員)

わかりました。エゾシカについて、平成14年度の水準に戻すように捕獲数を設定しているとありますが、これはいつぐらいに戻る計画なのかということと、この捕獲数と平成24年度で83頭という数字がありますよね。この数字はどのように出したのでしょうか。まず、平成14年度の水準に戻すというのは、いつぐらいに戻るのかという計画になっているかということですが。

(説明者)

22年度の捕獲頭数を今の方向にするということで、79頭というふうに設定したときに、21年度以降10年間で14年度くらいまで戻そうという計画です。

(A委員)

では31年くらいに戻るとのことなのか。その83頭というのは、これでいけば、そのようになるという、そのような試算というものはあるのでしょうか。

(説明者)

年間の成長率を掛け合わせた数字なので、基本的に79頭を今後も措置していくと、14年度の水準に戻せるだろうということで、22年度からはそうしている。(残りの) 4頭分は、農家が狩猟免許を取り始めていて、わなによる捕獲もあるものですから、その時に農家がわなにかかったシカを撃てないので、止め差しというのですが、それをしなければならぬ。その分、前年度の実績分の4頭を積み上げています。それで83頭という頭数になっています。

(A委員)

あと1点。シカについては、駆除した後の処理体制が非常に大事だと思いますが、処理体制のこの道南地方での確立というような計画はあるのでしょうか。処理施設など不

足しているような感じもしますもので。

(説明者)

たぶん、質問の内容が、シカ肉の有効活用という観点でのご質問だと思うのですが、行政よりも民間レベルでの取り組みの方が活発になってきておりまして、昨年11月には、五島軒でエゾシカフォーラムというものが開かれておりますし、今年4月にはエゾシカカレーのエバンジェリスト協会というものが立ち上がりまして、エゾシカ肉の普及拡大というものの、民間レベルでの取り組みが進んできております。ただ一方で、シカ肉が市内で買えるところがないという問題がありまして、なかなかわとりが先か、卵が先かという状況があるものですから、その地道な活動を続けていくしかないという状況です。

(A委員)

わかりました。

(C委員)

さきほど、予算に載っているのは83頭ということで、個体処理の仕方ですけれども、15,740円と、27,000円とありますが、この処理の仕方の違いはなんですか。

(説明者)

もう一度お願いします。

(C委員)

この資料の中に、出沒調査をして獲った個体処理は15,740円です。下の方は27,000円となっていますが、これは処理の仕方に違いがあるということですか。

(説明者)

平成21年度までは、情報があったときだけ行ってもらって、シカを獲っているということで、銃ですので、行っても確実に獲れるというものでもないもので、不発に終わった場合にも1日4,000円ということと。獲った場合には、個体処理として、15,740円を合わせ技のように提供しております。22年度以降は、出沒情報によっても行ってもらうのですが、それ以外にハンターが自主的に出沒調査をしたり、獲った場合は、個体処理もしていただきます。その辺の山間部に入ってもらいますので、今までよりは車代もかかるし、人手もかかるということもあり、あるいは解体処理して工場まで運んだりすることも加味して、27,000円として提供しております。

(C委員)

これは焼却処理をするということだと思のですが、先程、400頭とか500頭とかという話が出ていましたが、それくらい駆除していかなければ、農業被害がどんどん大きくなるということだとは思のですが、その辺は予算で処理されているもの、それからそうではないもの、あるいはシカ肉がずいぶん出回ってきていますけど、まだまだ値段が高いとか、処理する業者が少ないとか、いろんな課題はあると思うんですけども、やはりエゾシカが函館の食材として出ていくという可能性が大いにあると思うのですけれども、その辺のところの予算というのはまた、違う管轄のところになるのですか。

(説明者)

今現在、エゾシカ肉の普及拡大に行政の予算を確保したうえでの取り組みというのは、現状としてはありません。ただ、北海道のエゾシカの問題は、函館に限った問題ではなく、北海道全体の問題でして、北海道でも昨年エゾシカ対策室という専門のセクションを作りまして、いかにエゾシカ肉を普及拡大させていくか、それに伴って、民間レベルの、今は猟友会のハンターが中心となっているけれども、民間企業がどんどん山の方に入っていく、さらには新たな産業ができていく、そういうものを目指しているところで、北海道は、函館は、今のところまだ主だった動きはしていないのですけれども、そういう民間レベルでの動きが活発になってきておりますので、行政としても、お金の面での支援というのはなかなかできない部分もあるのですが、その他の方面でそういう事業のお手伝いという面で、お手伝いさせていただこうと思っている状況です。あと、エゾシカ肉、いろいろこちらの方としても、市内のスーパーに置いてもらえるように働きかけたりはしたのですが、やはり、安い肉ということもありまして、ヨーロッパではジビエということで、珍重されるのですが、日本はまだジビエというものに対する感覚が薄いといえますか、なくて、どちらかというと、寄生虫の問題ですとか、衛生面の問題があるものですから、なかなか積極的に店頭にも並べてもらえない状況があります。ですから、先程のエバンジェリスト協会、エバンジェリストはキリスト教の伝道師という意味ですけど、市民の間にそういうエゾシカカレーというものがどんどん普及していくことに伴って、当然エンドユーザーのニーズが出てくれば、スーパーも（エゾシカ肉を）置いていくということが進むと思いますので、その辺の取り組みを地道に進めていきたいと考えています。

(C委員)

函館市もぜひ、ブランド化するための予算をつけてほしいなとは思いますが、例えば、

私も仕事上、エゾシカを扱うんですけども、例えば、3歳以上のメスだどにおいが強く、微妙に難しい問題はあるんですけども、そこを市民もかなり頑張っていますので、むしろ駆除ということも大切なんでしょうけれども、生かすことも考えていただければと思います。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

鳥獣対策費では「実施内容や手法の改善」が3票、「現行どおり」が2票であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■1-1-3 貸与被服購入費についての説明

- ・資料に基づき、消防本部庶務課から説明

■1-1-3 貸与被服購入費についての質疑

(D委員)

日頃から大変な仕事、ご苦労さまです。市民として感謝申し上げます。1点、資料の方で教えていただきたいのが、貸与被服の見直しに伴う効果額の最初の方に23年度だけ予算よりも増えているのですが、これはどういったような理由があるのでしょうか。

(説明者)

こちらの増えた部分ですけども、早期退職の方が結構多くなりまして、新人が入りますと、今ご説明申し上げました被服を貸与するわけですけど、それらが出た関係が増えた理由でございます。

(D委員)

早期退職した方は何人くらいですか。定期退職の予定外ということだと思うのだが。

(説明者)

当初、定年退職9名の予定でした。新聞でもご存じのとおり、いろいろ退職金の話が出まして、また病気の関係で、(全部で)18人。ちょうど数字が倍になりまして、新人を採用することになります。新人は制服とか活動服とか一回に必要な被服を揃えますので、一人当たりの単価が高くなります。そのため、予定よりも実績が多いということになります。

(D委員)

わかりました。18年の改正の時は、10年間の試算ということで、これはそのまま引き続きとなるのですか。また新たに試算するということになるのですか。

(説明者)

今は28年度までということで試算をしており、これを検証します。その中でまた見直しされる部分もあろうかと思えます。

(D委員)

わかりました。

(B委員)

貸与被服は必要なものであり、削減の余地はあまりないものなのではないかということで理解はしております。確認ですが、まず1つ。全て貸与で返納義務があるから、現物支給に当たらないという解釈でよろしいですね。制服の場合は、民間ではよくありますが、制服貸与しますが返納はしなくてよい、ということだと給料の現物支給であると税務署に言われるので、職務手当とするなど給料の仕組みを変えるのが一般的ですが、これは規定を見る限りでは、返納義務があると。

(説明者)

規則に書いてあるとおり、返納することになっております。

(B委員)

では、現物支給に当たらないという理解でよろしいですね。

(説明者)

はい。

(B委員)

あと、これは資料に書かれたものを繰り返しのようになって申し訳ないですが、点数制との比較です。メリット、デメリット両方あるという中で、昨年長野市が調査した結果が出ていますが、中核市では、函館以外の行政区において、点数制を導入している団体の方が5倍くらい多くなっています。これは私見でもかまわないのですが、検討をしていくと年数制に移行していくものなのか、点数制には点数制のメリットがあって、そこを重視して、それを頑なに導入している団体が多いのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたい。

(説明者)

現在、メリットといたしましては、自分の好きなものを選べる、自分の持ち点の中で選べるということがあるのですが、デメリットのほうは書いてありますとおり、単価が高くなる可能性があります。自分の希望するものでも、点数の高いものになると購入できないといえますか、そういう意味でデメリットがあるということになります。私どもでは、実は去年、職場安全衛生委員会において、被服の点数制の部分で議論が出されました。18年度の委員会でも検討した結果ですが、とりあえずこれまで申し上げましたとおり、18年度の改正ということになっておりまして、その見直しの部分では、また点数制の部分についても対象になってくると思われまます。

(説明者)

今、比較されている中核市の場合についてなのですが、中核市の中でも函館市は人口が30万人を切っていますので、中核市でも職員数が少ない。そうなりますと、大量に発注できますと単価も下がりますので、同じ中核市の中でも60万とかいけば、600人とかという消防吏員になりますので、そこで点数制を利用しても、発注する数が、ほぼ本市と等しいという形になりますから、そういう面でも職員の数が多いとすごいメリットがあるということと言えます。

(A委員)

大きく2つ、お伺いしたいのですけれども、点数制ですけれども、函館市規模で点数制を採用している、函館市と同様の人口規模で採用している自治体はないのでしょうか。それに関連して、30万人規模で、実際に試算してみると、どうもこれはメリットにならないという具体的な試算をされたことがありますか。

(説明者)

長野市で調査をした中では36都市、函館市を含めて調査しまして、点数制はその中で

30市（の実施）ということでした。消防の規模として300名から500名規模の中核市を対象に調査をしたところ、点数制が多い結果となっております。18年の被服の規則の改正に伴いまして、函館でも（安全衛生）委員会の中では点数制という議論はしましたけれども、これには4町村との合併の後、合併前に函館の仕様による貸与をしておいてください、ということで依頼はしていたのですが、それぞれの財政事情によりまして、全体的に整備不足が否めなかったというのもありました。そのような状況のなかで、活動服と救急服の選択制であるとか、現行部分と点数制の中間的な制度を取り入れまして、合併後の全職員の被服の統一も含めて、10年間で5,100万円の削減効果を出そうということで、現在の形になっています。

（A委員）

大量発注にならないとコストが割高になるというのは一般論ではわかります。それを具体的に試算されたことはあるのでしょうか。それとも具体的に試算しなくても、長年の感覚で、このくらいの規模ならということで、わかるのかもしれないですが、その辺について試算は行っているのでしょうか。

（説明者）

具体的な話になりますと、例えば、函館が貸与制、現在390名ほどの職員に対して貸与しています。長野市の調査結果では、消防吏員がだいたい400を越えるくらいのところが、ほとんど点数制を採用しています。例えば、本市より人数が少ないいわき市は353名、こちらは貸与です。400を越えているところに限って、大体そういうところが多いです。ただ、下関、ここも人口として30万人を切っています。職員の数も本市より少ないですが、ここは点数制をひいています。全体の数字を見ると、被服の予算額が、その年によりますけれども、大抵のところは2,000万円を越えているところが多いです。やはり今までもそうですが、だいたい今の貸与被服の数字、先程説明した職員に対する、隔日勤務者が2百なんぼだとか、消防隊や救急隊も決まっていますので、だいたい1年おき、2年おきで数が決まります。例えば、数字が増えたらどうなるのかというものも試算しました。やはり数の多い方が、特に本市の盛夏服もそうですが、極力、年度でもらうものが同じ色でないと困るわけです。そうすると、染めをお願いすることになります、実際の話。反物を染めて、縫製してもらおうということになります。そうなるとしても、ある一定の数を確保しないと高くなります。ですから、例えば、200着頼むものを50着に減らすと、一気に値段が上がるということは、実際に試算しております。

(A委員)

事前の質問への回答の中で、購入先と単価について回答いただいておりますが、現在は、この購入先の単価というものは指名競争入札になっているということです。入札の方式については、いろいろメリット、デメリットがあって、その中で、目的にかなうものを採用していると思いますが、指名競争入札については地方自治法上、地公令第167条第2項に3つくらい理由があって、一般競争入札では問題があるとかあると思うんですけども、指名競争入札としている理由を教えてください。

(説明者)

指名競争入札につきましては、担当の部局が財務部になりますので、どういうときには指名競争入札でないといけないとか、一般競争入札にしてくれとか、という部分につきましては、担当部局にお聞きして、必要であればお答えしたいと思います。

(A委員)

わかりました。

(C委員)

業務上、特殊な被服が必要だというのは承知していますが、今、A委員が聞かれたことと一緒にすけれども、市民感覚でいうと、函館市内で制服ができる業者というのは限られている気がしています。今、担当部局が違うというお答えだったのですが、入札の参加資格がどのようなものであるのかということと、函館市におきまして、参加している事業所がこれまでどれくらいあったのかということをお教えしてもらいたい。

(説明者)

指名競争入札の資格の部分のお話なのですが、財務部の調度課というところで担当しておりまして、消防のほうでは直接存じ上げません。すみません。それから、入札する業者ですけれども、4社から5社となっています。

(C委員)

点数制のメリット、デメリットというところなのですが、今お聞きしましたら、先ほど災害が発生した時に、全国的に共通なイメージが必要ということをお説明していました。全国的に、制服を作るメーカーが限られていると思われましたので、そのスケールメリットというところが、発注時点で色を染めるとか、そういう作業が必要というふうにお聞きしたのですけれども、メーカーに関しては、やはり限られているメーカーなんですか。

(説明者)

平成13年にこの基準といいますか、本市は規則を平成16年に変えて、全国規模のほぼ同様のものを作ろうということになりました。そういう形で改正してきているのですが、救急服も、昔は消防隊が着るような紺の服というイメージと白い羽織を着ていたというのが昔の救急です。今はもうグレーに変わっていますので、みなさん救急隊がグレーの服を着ていますと、そう思いますし、昔はオレンジの服を今は救助隊、レスキューが着ていますが、平成の初めくらいまでは紺の服でした。これを着れば何かということがわかるんです。実際の話、レスキューの服を着るのは、二十数人しかいませんので、これを単純に本市が発注しますと、値段が上がります。だから時期的なものがほぼ一緒です。例えば、東京消防庁がある工場に発注するのが、だいたい時期が似ているんです。その時期を狙って発注することで、単価は実際に下がります。例えば、救急隊の服も、同じような服ですが、若干、形や縫製で変わります。襟がオレンジだったり、多少オレンジだったり、というように各市によって違いますけれども、生地はだいたい同じものを使っていますので、そこを狙って発注すると値段が下がるのです。全国で作る場所は、だいたい決まっています。反物を染めるのも、縫製するのも。そういうところをある程度狙って発注します。

(C委員)

退職間近の方が辞退するケースがあると聞きましたが、例えば、丁寧に使って辞退するケースをもっと増やすとか、そのような事はどうでしょうか。

(説明者)

もう一度お願いします。

(C委員)

先ほど、退職間近の方が辞退するケースがあるといっていました。退職間近の方じゃなくても、丁寧に使ってもらって、それで辞退者を増やしてもらおうということはどうでしょうか。

(説明者)

それは今でもやっています。先程もご説明いたしました。退職者とか、職種変更とか勤務が変わったとかで、新たに貸与されたものもあるわけですから、そういう部分を活かして、それを別のものに渡したりして使ったりしています。

(説明者)

ある程度年数がたっても、まだ大丈夫だということで、退職間近でなくても、辞退してもらっている現状もあります。

(C委員)

最後1点ですけれども、皮の手袋が全職員に必要というのは、毎年、新しいものが必要ということですか。

(説明者)

皮の手袋につきましては、例えば、特別救助隊であれば6双など、数に違いはありますが、私達毎日勤務する者も、災害規模によっては、いつでも現場に出られるようにということで、現場用の皮の手袋を貸与しています。

(C委員)

使用されなくても、毎年貸与するのでしょうか。その数が結構ありますが、それらは実際に使って消耗しているのでしょうか。

(説明者)

私ども毎日勤務しておりますけれども、その中でも、いろいろな業務で手袋を活用しております。そのほか、現場にも貸与されている訳ですが、訓練を日課としてやっている部分もあり、作業をする中でも使用しています。

(E委員)

被服貸与について、検討委員会を立ち上げて、そのメンバーで28年度まで考えているようですが、その検討委員会のメンバーはどんな職種なのか。民間か、役所か。

(説明者)

消防の内部のものです。

(E委員)

最初に資料をいただいたときには予算の中で活動服が大きい、当初は活動服を減らすことができないかと見ておりましたら、19年度の活動服が600万円くらいの予算で、20年度は150万程度の予算になっており、21年度は600万円の予算、22年度は600万円の予算、23年度は150万円の予算、24年度は600万円の予算になっている。これはどういう仕組みでこうなっているのか。

(説明者)

活動服と救急服は、選択制をとっておりまして、活動服から救急服を選ぶものもおります。その中で増減があるものですから、活動服と救急服を合わせていただければだい

たい、毎年金額は合うと思います。

(E委員)

そうすると、今20年度を見ていて、活動服と救急服を合わせても310万である。活動服と救急服の単価の差はほとんどない。なのに、ふけさめがあるのはどうしてか。

(説明者)

まず初めに、被服貸与の職員の数を説明させていただきましたが、極端なことを言いますと、この中に救急に従事する人数が70名、これが一番わかりやすい数字だと思えますが、実はこれらがいわゆる専従で、休みを取りますと活動服を着ていた人間が、明日救急隊になることがあります。すると活動服を着て、救急隊にいたのですが、救急服も着ないといけないとなると、(被服を)選択することができるということで、活動服を着る人間ですが、救急服が1着欲しい。となると、今年は活動服を我慢して、救急服をもらいます。そして通常は活動服を着て消防隊にいるのですが、たまに救急隊にいかないといけないと、救急服が必要になる。そういう職員がいるので、発注数が若干変わっています。ここのところで本当は活動服を予算としてとっていますが、200人くらいのなかで、10人、または20人が、救急服を希望する。そうすればその差が増えてくることが考えられます。そのため、発注数が毎年同じではない。その辺で数字がばらついていきます。

(E委員)

活動服を着て活動する方も、人数にぶれがあるということか。

(説明者)

先程言った別表の第1があります。どの職種によって、何がもらえるかというところで、例えば、消防業務に従事する職員というところの、活動服の上下という部分があります。ここの備考欄に、そこに消防長が定める者にあつては、救急服とすることができるとあります。そこで、通常は消防隊ですが、救急服を選択することができるということです。今まで毎年活動服をもらっていた人が、2年に1回、3年に1回、救急服にして、要するに救急の資格のある職員が、全員あるわけではないのですが、活動服を着て消防業務をする職員の中にも、救急服を着て活動する職員がいます。それで、例えば70着の救急服を発注するのに、本当は今回221着くらいの活動服を予定していましたが、200着にして、21着を救急服に持っていくということで予算と実績が変わることはよくあります。

また、その年によって、救急服が多くなる年と、活動服が多くなる年があります。例えば、我々日勤で、毎日勤務でも、活動服が3年に1回あたりますので、3年に1回増えるということになります。そのときによって予算ベースと決算ベースで差が出る場合があります。それを読みながら予算を編成していますが、予算と決算に違いが出てきてしまいます。

(D委員)

今の質問を聞いてですが、20年で、ほかの年度が活動服が600万円台ですが、逆に、20年度だけ150万円となっています。この20年度だけ、活動服がここまで落ちた理由は何かありますか。

(説明者)

貸与職員の範囲によるものです。19年につきましては、消防業務に従事するものということで人数が多くなっていますが、20年度には、毎日勤務者と指令業務に従事するものとなっており、対象となる人数が少なくなつて、金額も少なくなっています。貸与職員の範囲ということになります。

左から2番目の欄に貸与職員の範囲という欄がありまして、そこを見ていただくとわかるとおり、19年度活動服の対象は、消防に従事するものとなります。20年度につきましては、毎日勤務者と指令業務に従事する職員ということで、人数が少なくなっています。

(説明者)

19年度と20年度の表を見比べていただければ、この活動服の欄をみてもらって、19年度が、消防業務となります。実際に、消防隊に所属する職員に活動服があたりますので、220着くらいの発注になります。ところが20年度は、毎日勤務と指令業務となっています。つまり消防業務の人には、この年はあたっていません。ですから、数が220に対して、50人程度となり、一気に減るわけです。毎年あっている訳ではないので、予算のバランスを見ながら、毎日勤務が57名で、指令業務が14名。70着くらいの発注数と、220着くらいの発注数が19年度と20年度で違った。すなわち発注数が変わりますので、そこで変わってくることとなります。変わった分は、ほかの被服にあてるなどして、できるだけ予算の平準化に努めているというのが大きな流れです。

(説明者)

消防業務につきましては、人数が多いものですから、金額的にはっきりわかると思うの

ですけれども、活動服につきましては、消防業務は3年で2着を貸与ということで、あたらないうが3年に1回あるということで、そのため金額が少なくなるということです。

(D委員)

わかりました。

(A委員)

見直しによって、効果をもたらしていると思いますが、この損耗により使用に耐えないと認められるものというのは、物品の扱いとして、当たり前といえば当たり前だと思う。やはり使えるものは使って、使えないものは使わない。損耗により使用に耐えないというのは、誰がどうやって判断するのでしょうか。申し出て、誰かが判定するのでしょうか。その際、基準というのがあるのでしょうか。

(説明者)

まずは所属の職員からの申し出によりまして、その所属長が判断します。そして、損耗に耐えないので、なんとかしてもらえないかということで、庶務課に被服を持ってきてもらいまして、その時点で、庶務課長、次長、消防長が見て判断するという形になります。

(A委員)

目視というか、見てということですか。客観的な基準というのはなかなか難しいということですか。

(説明者)

今、損耗に耐えないものに該当しないものには、訓練靴、それから白手袋に階級章が該当してくると思いますが、基本的には損耗に耐えないものはそれほどはありません。着る数が少ないですから、はっきり言えば、もらえば一生ものです。制服を着て、その上にデパートや学校に行つて話をするとか、建物の換気扇やストーブを見るときに冬場に着るので、それほど汚れることもないので、新人で入つてきてから、ひっかけて破かない限りは、損耗に耐えないということはありません。一番損耗に耐えないというのは、破れるということです。河川の氾濫を防ぐために土のうを積んでやるとき、雨が降つた時に活動するときに、現場で活動するとかっぱを着ます。これが一番破れます。まずは、その職員の所属する署の署長が見て、次に庶務に通つてきて、我々が見て、これは仕方ないなという感じになります。関門は大きいと考えています。

(A委員)

お聞きしたのは、普通の市民感覚としては、使えるものは使うというのはいいのですが、自分では使えると思っけていても、組織として使えないという場合もあるのではないかと思うので、本人がよければいいということにはならない。損耗に耐えないという基準を合理的に無理なく見直すということは考えていないのでしょうか。

(説明者)

消防としては、安全ということを第一に考えていますので、これは安全に作業できるか、救助活動に支障はないかという安全性が一番の問題になります。また、一般の道で、我々がスーツを着て道で出会っても、消防だということがほとんどわからないはずで、私達は制服で判断されているということです。ですから、消防として尊厳がなく、だらしないということは絶対ないようにしています。消防職員としてみっともないようにならないようにするというのが基準です。

(E委員)

今日いただいた資料の貸与被服の見直しについて、右側の欄に見直し内容と書いてあるなかで、消防業務が1年に2着を3年に2着、これは分かりますが、その下の救急業務、活動服3年に1着、救急服2年に2着を1年に1着。これはどういう意味がありますか。

(説明者)

2年に2年ということであれば、救急隊が70名いますので、選択しなければ、1年に140着を発注することになります。それを平準化したいということ、発注数をあわせるということで、極力安い値段で入れたいということもあります。要するに、毎年均等に70着ずつ発注するか、もしくは1年おきに140着発注するか、その中でどうやって予算を平準化していくかというところの狙いがここにはあります。

(E委員)

昨年度の見直しの金額からは変わらないが。

(説明者)

1年おきに発注すると値段が上がってくる場合があります。毎年決まった着数を発注することにより、予算を平準化でき、単価も安くできます。2年に2着というのは、今年0着、来年140着、再来年0着ということになります。今、見直したのは、1年1着なので、毎年70着発注することになります。すると業者はある程度の数字が見えてくるので、反物を染めるのにある程度価格の押さえがきくということはある。また、

その他に、冬服と夏服というのが、救急服に限ってあります。薄めのものと厚めの生地のもの。そのバランスを見ながら、市の予算を下げていくことができないかということで、バランスをとっているというのが、ここで見直ししている理由です。

(E 委員)

金額はその見直しで変わらないのか。

(説明者)

規則改正する前が、冬の救急服が、2年に1着、夏の救急服も2年に1着、ということとで同じ年にやっていたのですが、これを規則を改正しまして、1年に1着というふうに見直しをかけたものです。

(E 委員)

金額に差はありましたか、という質問だが。

(説明者)

1,000円から2,000円の差はあると思います。

(C 委員)

予算を考える時に、予算の単価は市場価格など調べて決めているのは財務部なのか。

(説明者)

過去の実績がございまして、あとは予算を決めるときに調度課から、アップ率が示されますので、それに基づきまして、予算を決定しております。

(C 委員)

予算額と決算額がありますが、これはまた24年度を考えるときには、23年度を基準に考えると思うんですけども、民間ですと、一般的にメーカーを変えるとかしますが、その辺のところ、もう少し単価を下げる努力をされているんでしょうか。

(説明者)

おっしゃるとおり、我々も予算を確保するためには、(これらは)経常経費になるのですが、そのなかで、今回は救助服を買いたい、活動服を買いたい、全体予算も2,000万円から1,500万円まで動きがありますから、その中で貸与被服を少なめにすれば、他のものが買えるということになります。一般的に言えば、財布の金額が決まっています、その中でやりくりをするというのが基本です。次に来ますのが、去年の金額です。例えば、これから秋に予算を立ち上げますが、今年の数値から出てくる予算について、財務部からは繊維については、これくらいのアップ率が考えられますよと、ということが示さ

れます。例えば、見込んだ着数を減らさないといけないこともあります。しかし、それはできないので、他のところを減らさないといけない。あとはどれくらいでできるのかなという市場調査は必ずやります。予算額と決算額は必ず違いますから、全体の中で、これは経常経費になっていますが、ガソリンが上がれば、うちは使用するガソリン代も含めて決まっていますから、かかるものも増えるので、どこかを我慢しなければいけない。そうなれば、損耗の激しいものでも、買わないということも出てきます。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

貸与被服購入費では「実施内容や手法の改善」が3票、「現行どおり」が2票であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■1-1-4 収納事務経費, 1-1-5 収納管理事務経費についての説明

- ・資料に基づき、財務部税務室納税担当から説明

■1-1-4 収納事務経費, 1-1-5 収納管理事務経費についての質疑

(C委員)

人件費のところ、嘱託の分と職員の人件費がかなり違うというところが目についたのですが、これは職員を減らして、嘱託職員を増やすという方向にはいけるのでしょうか。

(説明者)

一定程度、私どもも事務事業の見直しということで、職員を嘱託にしたりしています。

これ以上できないかという質問かと思いますが、私どもの業務は徴税吏員ということで、職員でなければできない業務、特に滞納整理の部分などは、法律的にも徴税吏員となっています。そういった部分としては、私どもとしては見直せるものは見直して、職員から嘱託にしてきたという状況ですので、今時点では、これ以上は無理なのかなと思っています。

(C委員)

その嘱託の職員のできる範囲、できないことはどのようなことなのでしょうか。

(説明者)

まず、徴税吏員ということだと思いますと、滞納者との交渉、それから督促、差し押さえ、そのほかいろいろ滞納者との交渉、これらも深くなってくるので、こういったことになりますと、どうしてもこれは職員、徴税吏員ということに限られてまいりますので、直接滞納者と関わらない、そういったことを嘱託に対応してもらいます。このように事務事業の見直しを行ってきたというところです。

(C委員)

職員の方は、ほとんどの業務に関わっているのでしょうか。嘱託職員と職員ができる仕事は明確に分かれているのでしょうか。もちろん、はっきりと線を引くのは難しいと思うのですが。

(説明者)

職員と嘱託はおのずと業務を明確に分けておりまして、こちらに記載してあります嘱託につきましては、財産調査等の業務を担当しております。財産調査は直接対応するのではなくて、職員からあがってきたものを集約して、金融機関や保険会社などに照会文書を発送しています。また、回答のあったものについて、その記録の入力をするなどの業務になります。

(E委員)

市税収入率の収納事務経費には、個人も企業も入るのですか。

(説明者)

はい。

(E委員)

一生懸命、努力をしていると思うが、滞納額が減らないんですね。若干、23年度は減っていますけれども、少し甘いのではないかなと思います。滞納整理の一方で、新たな

滞納が発生しています。28億ですか、29億ですか、これ全部市民の税金にはね返ってくる。一定の金額が固定化しているように、数字をみると感じます。もっと税の公平化じゃないですけども、市税収入率、滞納額が気になって仕方ない。もっと行政の方も努力をしていただけないかと思います。一生懸命やってらっしゃると思いますけれども、どうもこの額が気になります。もっと努力する方法はないのでしょうか。

(説明者)

ご指摘のとおりです。私どもも滞納額を圧縮するということで、差し押さえなどの滞納整理を強化してきております。そういう意味では、大きな額ではありませんでした、24年度に繰り越した額というのは、前年に比べれば、少しは圧縮しています。これでいいということは全然思っておりませんで、これからも特に差し押さえ、催告なども強化していきたいと思っておりますし、体制の強化についても今検討しているところです。そういったなかで、職員の意識も若干変わりつつありますが、滞納額の1つの例でお話いたしますと、事業を実際に、廃止、休止している場合に、固定資産がありますと、その固定資産に銀行からの根抵当、抵当がつけられている場合に、設定されている時期によっては、どうしても税が劣後するということがあります。そういったものが毎年、ある意味固定的に滞納繰越に入っているということにして、それが今度は実際に競売になる場合、競売になった時点で、いくらかでも配当があればいいのですが、やはり配当がないというものもあります。いずれにしても、そのようなものでも、私達は財産があれば差し押さえるものは差し押さえしておりますので、そういったものも含めて、この中に入っていて、若干その部分で膨らんでいるものもあります。ただ、いずれにしても、不動産だけではなく、財産があるかどうかということについて調査を強化しておりますので、今後またそういった部分が判明次第、差し押さえなどして収入の確保に努め、滞納額の圧縮に努めていきたいと思っております。

(E委員)

企業では、倒産した場合、貸倒引当金を処理しますが、倒産したものを競売にかけるのはその金額が残っている場合なのではないでしょうか。

(説明者)

最終的にその会社が倒産でなくなってしまったと、それでもう財産がないと。ある意味取ろうと思っても取れませんので、そういったものは手続きを踏みまして、滞納処分の執行停止といたしまして、最終的にこの滞納繰越額から落とすという不納欠損処理と

いうことを行っております。

(E 委員)

ちなみに、欠損処理の金額は毎年あるのですか。

(説明者)

はい、毎年あります。

(E 委員)

どれくらいあるんですか。

(説明者)

平成23年度で申し上げますと、3億9千万円くらいです。

(E 委員)

それからもう1つ、人件費を臨時、嘱託を含めて増やすことによって、滞納額を減らせる見込みというのはありますか。

(説明者)

昔に比べると、納税担当の職員数もかなり減ってきています。それだけが原因とは言えませんが、若干そういう部分の影響もあるのかなというふうに考えておりますので、今は人繰りが厳しいということもありますが、なんとかそういう体制の強化というものを考えているところです。

(A 委員)

もうすでに出ている観点ですが、嘱託、臨時職員の方にどこまで任せていいものかということですが、先程の説明ですと、法律の関係の話もありましたし、業務という関係でも話がありましたし、その辺を確認したいのですけれども、法律的になのか、業務的になのか、それとも両方なのかということですか。

(説明者)

私どもの場合、まず滞納者への対応から言いますと、法律的にはっきりしているものは、督促、それから滞納処分、そういったものは徴税吏員でなければならないということで定められている業務でございます。ですから、簡単に言いますと、滞納者との交渉や差し押さえということになりますと、職員でなければできないということになります。それ以外の部分については、ある意味、徴税吏員でなくてもできる業務ということになっておりますので、そういった中で、職員と嘱託との組み合わせで行っている業務もあります。

(A委員)

嘱託の方はやはり経験者の方が多いのでしょうか。実態としてはどうなのでしょう。

(説明者)

嘱託に採用される方につきましては、特に税の経験ですとか、そういったものは持っておりませんし、(採用の)要件でもありません。

(B委員)

私の方からは大きく分けて2点ほど質問したいのですが、先程も質問に出ていたのですが、滞納繰越への対応ということで、収納率の管理だとか、翌年度の目標だとか、そういった設定というのはされているのでしょうか。

(説明者)

私どもでは毎年、収入率の目標は設定しております。平成24年度で言いますと、現年分と滞納繰越分を分けていますが、現年度分は予算で計上しておりますとおり、97.6%、滞納繰越分については、20%ということで目標を設定しております。

(B委員)

道内の収納率の推移を見てみると、実は、函館市は過去から結構成績がよかったのですが、年々下がってきて、今は下から数えた方が早くなっています。上から数えて一桁だった時代はそんなに古い話ではないですが、現在は二十何番目ということになっています。函館市だけが景気が悪い、ということではないと思いますので、例えば他都市で、収納率を上げるための工夫とか、努力とかいうもので、函館市として取り組むこともできると検討されているものはありますか。

(説明者)

妙案が見当たらないのが、実情ですが、私どもといたしますと、やはり過去の状況を見ますと、他都市よりも差し押さえが、少し低いということから、昨年あたりから、差し押さえにも力を入れています。平成23年度で言いますと、約900件まで増えてきます。24年度はそれを1,000件越えるような形で取り組んで行きたいということで、取り組みを行っております。

(B委員)

滞納分を合わせて、今年度の目標でいけばもう少し上がるでしょうが、90%強という数字ですよ、もう少し高いところに目標を設定して、収納していくというようなことが、まだまだできるのではないかと思います。税の公平性ということ考えた時に、こ

ここにあまり予算をかけるのも問題ですから、人件費も合わせると4,000万円くらいになっていきますけど、欠損処理の分も含めて、見直しは常にしていただきたいと思います。もう1つ、一昨年からですか、コンビニ収納が可能になりました。1年経過しましたが、利用率はどれくらいですか。

(説明者)

コンビニ収納は22年度からスタートしておりますが、23年度の状況で申しますとコンビニ収納の利用は16万5,800件で、全体の件数に占める割合としては、約25%となっています。平成22年度は19%ですので、6%上がっており、かなり定着してきたと思います。

(B委員)

この内容とは関係ないのですが、コンビニ収納も手数料をとられるのですか。

(説明者)

はい。コンビニ収納も1件いくらということです。

(B委員)

ちなみに、過去からやっている口座振替の利用率は。

(説明者)

口座振替の利用率ですが、平成23年度で口座振替を利用されている方は、19.9%、約20%です。

(B委員)

他の自治体で、市税をカード払いで、ということをやっているケースがあります。今こうした一連の見直しの中で、市民の利便性が上がるという大義はわかるのですが、きちんと納付をしている、従来からの口座振替で払っている人にかかるコストと、そういった利便性を広げるということで導入した収納方法で、手数料が取られている人が出てくるわけです。コンビニは非常に便利なので、これだけ利用があると、今さら見直しというようにはならないとは思いますが、最終的に収納率が上がっても、それに伴って費用負担が増えていくのというのはどうでしょうか。こうしたバランスをしっかりと見ていただきたいと思います。

(D委員)

ちょっと今に関連してですが、コンビニ納付の納付書は別途送付になっていますか。

(説明者)

一緒になっています。納税通知書についている納付書で納めることができます。

(D委員)

市税収入の状況のほうの資料ですが、滞納繰越分の調定分は、前年分も含んでいるのでしょうか。その年次の最終残高ということでもいいですか。

(説明者)

繰越分も入っています。

(D委員)

繰越分も含めて、その年度の最終残高になっているということでもいいですか。

(説明者)

そうです。

(D委員)

調定の差額分プラス前年からの分が最終調定額になっているということですか。

(説明者)

滞納繰越について、説明させていただきますと、前々から繰越になっている部分といわゆる現年度で滞納となった部分、合わせて翌年度に繰り越した額、これがここに表示してある滞納繰越額です。

(D委員)

収入率が上がっていないと言うことは、ある程度、毎年10億円くらいの現年発生分が出てきますから、年によっては、調定分が落ちている感じなのでしょうか。

(説明者)

私どもとしましては、新しく滞納が発生するということ積み重ねてきておりますが、実際に次年度に繰越する際に、今お話がありましたように、不納欠損という形で、これ以上取れないと判断したものは不納欠損で落としておりまして、その額は翌年度繰り越す際には差し引いております。

(D委員)

最後もう1点確認したいことがあります。収納比率の中で、財産公売の関係ですけれども、この金額はありますか。件数がわかれば教えていただきたい。20年から22年、23年くらいの3年間くらいでよいのですが。

(説明者)

財産公売の20年度では、実際に公売したものは自動車1台、それから不動産が2件と

なっております。それから21年度は、不動産が1件、そしてインターネット公売によるものですが、絵画といったもので合計3件。それから22年度は、22年度は全て動産をインターネット公売しております、全部合わせた件数でいいますと、これは結構細かいですが、16件公売しております。平成23年度も同じ様に、動産をインターネット公売で3回行ってございまして、合計しますと14件公売しております。

(D委員)

実際の差し押さえ件数は、相当低いのでしょうか。給料の差し押さえの方が多いのですか。

(説明者)

差し押さえですが、内容的に言いますと、大きくは不動産と債権の2種類に分かれますが、債権の中でも給料、それから預貯金、生命保険、その他というものがあります。先ほど、約900ともうしましたが、23年度に差し押さえた件数は、合計すると868件差し押さえをしております、そのうち不動産が16件ですので、大部分は債権、その債権の中で、預貯金が約350件、生命保険で約390件、そして給料が25件といったことで、この内訳を見ますと給料のところを攻めたらと思われると思いますが、私どももその方針で取り組んでいきたいと考えております。

(D委員)

870件のうちの、不動産はあまり件数が少ないわけですよ。債権、特に預貯金ですと、法律、手続きに基づいて通知を出して終わりということですね。給料も事業主に通知を出して、月いくらでという通知を出しますよね。実際の滞納処分の処理の中で、いわゆる文書処理のウエイトが高くなる訳です。実際の動産や不動産の差し押さえなどは16件ですから、月1件、発生時期が3月、4月くらいがメインでしょうから、そうなりと月2件くらいのペースだとは思いますが、この実際の収納処理、これは収納事務処理と付け合わせになるのでしょうかけれども、実際今やっている滞納処分というのが、臨時職員でも代わりに出来る部分はないのですか。先程、法的にできるところとできないところというお答えを聞いていた時に、ほとんど臨時職員で事務業務的な部分はできるのではないかと思ったのです。法的な部分で対応しなければならない差し押さえなどの事務処理のウエイトが、相当低くなっているように思えたのですが、そこはどうなのでしょう。

(説明者)

差し押さえということになりますと、当然、一からの調整から始まって、そのあといろいろの手続がありますが、大部分は、徴税吏員としての立場で当然やらないといけない部分です。ただ、ご指摘にもありましたように、書類を送付するといった部分は臨時職員等でも対応は可能かとは思いますが、その場合、職員を1人削って、それを嘱託や臨時の配置に振りかえる場合には、本来の滞納整理という部分に、大きな影響が出るのが想定されます。さらに、人を増やすとなると、更に効率的な滞納整理もできると思いますが、増やすこともなかなか難しいという状況です。

(D委員)

お話いただいているのも、わかりますが、実際に、不動産・動産の差し押さえの際に、力を入れていくように持っていくことと、給料などの債権は確かに押さえることは簡単なものかもしれないけれども、できれば事務効率のいいもので件数を増やせばいいとなるのでしょうけれども、ここで、給料のウエイトを高く取ってしまうと、逆に効率性という意味では、あまり意味がないのではないかという感じは受けています。もう1点、実際の差し押さえは、法的なことなどいろいろなことがあって、なかなか取れない部分があって、法的に確定してしまう部分があるのでしょうかけれども、(市が)早めに入って、早めに押さえていただければ、いち早く優先的に納付の方にも債権がまわってくるのでしょうから、対応を早めるためにも、職員が逆にそういうアンテナを張って先に動いていただかないと、差し押さえを逃してしまう恐れがありますので、できればそのようなところに力を入れていただければと思います。

(E委員)

滞納処理の決裁はどこですか。税務室ですか、議会ですか。不納欠損の処理のことですが。

(説明者)

不納欠損処理については、私どもから書類をあげまして、市長まで決裁をいただいています。

(B委員)

事業が2つに分かれていて、わかりにくいので教えてください。事前に、今後統合について検討しますという回答をいただきましたが、例えば、収納事務経費というのは滞納整理をしている部分、収納管理事務経費は、要するにその手前部分ですよ。この業務内容の中で、督促状に関する業務というのがあって、督促状を発送するというのも、

滞納を整理する業務に入るのではないかと考えるのですが、その辺の区分けはどうなっているのか教えてください。

(説明者)

ここは長年の経過で分かれているという部分がありますが、ご指摘のとおり、督促状を出すということは、収納事務そのものです。これについては、回答させていただいておりますが、収納事務経費の方に持って行けないか考えており、財政課等々との協議もありますが、原課としては考えていきたいと思っております。

(B委員)

私がイメージする業務以外の業務があるのかと思って、お聞きしたのですが、今の説明で理解しました。

(C委員)

今の滞納の金額に対して、職員が31名というのは、ぎりぎりという感じなのでしょうか。

(説明者)

人数は、毎年、事務事業の見直しということで削減をされてきておりまして、一部事務事業の見直しということでの嘱託化はしてきておりますが、滞納者自体の人数が増えてきているなかで、やはり実際に滞納整理に当たる職員の数が減ってきているのはきついなというのが正直な感想です。

(C委員)

職員は増やせない、滞納額は増えていく、ということであれば、今後滞納額が増えていくことも考えると、やはり嘱託職員や臨時職員などを増やすことで滞納額を減らすとか、市の財政にプラスになる方向性に持っていくふうにはお考えですか。

(説明者)

一部を嘱託で行うことは可能ですが、丸々を嘱託が行うことは難しいです。逆に職員がやっている部分では、一部嘱託が可能であるとなれば、そういった部分の業務を集約して、嘱託や臨時をつけてもらって、そして逆に職員の部分が少し軽減されることになりますので、そのようなやり方ができれば、滞納処理の方を強化していくことができるのかなと思います。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

収納事務経費では「実施内容や手法の改善」が4票、「現行どおり」が1票であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

また、収納管理事務経費では「実施内容や手法の改善」が3票、「現行どおり」が2票であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。